

須賀川市食料・農業・農村基本計画

共有、共感、共生が育む 魅力ある食料・農業・農村を目指して



平成 25 年 2 月策定
平成 30 年 3 月改定

須賀川市

はじめに

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、農産物の価格低迷など、農業生産構造のぜい弱化が進んでいますが、農業は、安全で安心な食料の確保と安定供給を通して、私達の平穏で健やかな暮らしを支えています。また、農業及び農村は、美しい景観の形成や国土の保全など様々な役割を担い、その重要性はますます高まっています。

このような状況を踏まえ、農業を本市の基幹産業として育み、魅力ある農村を次代に引き継ぐことを目的として、「須賀川市食料・農業・農村基本条例」に基づき、平成25年2月に「須賀川市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

この計画は、平成25年度を初年度として、10年後の目指すべき姿を明らかにし、これを具現化するための具体的な施策などを定めています。

須賀川市は、本計画を指針として、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、農地や農道・用排水路などの農業用施設の復旧及び原子力事故災害による農産物に対する風評被害の払拭に最優先に取り組むなど、農業の振興・発展に全力を挙げて取り組んでまいりました。

このたび、計画策定から5年が経過し、農業を取り巻く環境が変化するとともに、東日本大震災から着実に立ち上がり、「復興期」から「発展期」を迎えていることから、昨年12月に策定した須賀川市第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2018」との整合を図りながら、計画の内容を改定したところであります。

今後も、本計画に基づき各種施策を着実かつ計画的に推進し、安全・安心な食料の供給及び農業・農村の持続的発展を図ってまいります。

また、計画を実現するためには、農業者や関係機関・団体の皆様はもとより、市民や事業者の皆様の農業への深い理解と地元農産物の積極的な消費など、地域が一体となって本市農業の振興・発展を図っていくことが肝要であると考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、貴重なご意見やご協力をいただきました「須賀川市食料・農業・農村審議会」の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様に、心から御礼を申し上げます。

平成30年3月

須賀川市長 橋本克也

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の期間	2
第3節 計画の位置づけ	3
第2章 本市の特性と食料・農業・農村の現状	5
第1節 本市の特性	6
第2節 本市における食料・農業・農村の現状	6
第3節 本市における食料・農業・農村の課題	12
第3章 基本計画のビジョン	15
第1節 基本目標	16
第2節 基本方針	17
第4章 食料・農業・農村の振興施策	19
第1節 施策の体系	20
第2節 具体的な施策	21
1 『食への理解と食料の供給・流通・消費体制の確立』	21
(1) 安全・安心な農産物の提供	21
(2) 多様な販路の拡大	21
(3) 地産地消の推進	22
(4) 食農教育の推進	22
(5) 6次産業化の推進	22
2 『農業の持続的発展を支える環境整備』	23
(1) 多様な担い手の育成・確保	23
(2) 農業経営の安定確保	25
(3) 農業生産基盤等の整備	26
(4) 農業生産施設等の整備	26
(5) 農地の確保と耕作放棄地の解消	26
(6) 農産物の生産振興	27
(7) 原子力災害対策	29

3 『農村の持つ機能の保全と農村の活性化』	31
(1) 農村環境の保全と農村の活性化	31
(2) 環境保全型農業等の推進	31
第5章 推進体制、役割、進行管理及び数値目標	33
第1節 計画の推進体制	34
第2節 計画を推進するための農業者をはじめとする関係者の役割	34
第3節 計画の進行管理	35
第4節 数値目標	35
参考資料	37
■ 須賀川市食料・農業・農村基本条例	38
■ 須賀川市食料・農業・農村審議会規則	41
■ 須賀川市食料・農業・農村審議会委員名簿	43
■ 審議会への諮問・答申	44
■ 用語解説	48